

令和3年3月、これまでの地球温暖化対策（緩和策）に加え、既に起こりつつある気候変動への適応（適応策）を推進するため、「緩和」と「適応」を車の両輪とした対策の推進を目的とする「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（以下「本計画」という。）を策定し、これを機に、従来の有識者会議の名称を「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会」に改めました。

令和8年3月には、本計画に「県エネルギービジョン」を統合する改訂を行い、これに伴い令和8年4月に、本計画等の策定や実施に必要な事項について協議を行う「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画推進会議」を、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第22条第1項に基づき新たに設置しました。

年度	有識者会議の変遷	変遷理由
H21	岐阜県地球温暖化対策実行計画協議会	新規設置
H27	岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会	名称変更
R2	岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会	名称変更
R8	岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画推進会議 （上記懇談会に新エネ・再エネ推進会議を統合）	温対法に基づく 新規設置

■推進会議における協議事項

- ① 県地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定や改訂に関する事項
- ② 県地球温暖化防止・気候変動適応計画の進捗管理や取組に関する事項
- ③ 県温室効果ガス排出抑制率先実行計画※の策定や改定に関する事項
- ④ 県温室効果ガス排出抑制率先実行計画※の進捗管理や取組に関する事項

※ 岐阜県庁自身の事業活動により排出される温室効果ガスの削減計画です。

■その他（部会の設置）

懇談会の下部組織として「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会」を設置。温室効果ガス排出削減計画等の評価制度に関する検討等を担っており、同様の部会組織を推進会議においても設置します。

